

第三分科会 人間らしく生きるために

ジェンダー平等をめざして

DV・人権・定年退職後の夫婦関係etc

助言者 杉野 公彦

(“頼りになる街の”弁護士ひめしゃら法律事務所)

司会 細野千鶴子

記録 須藤 芳恵

司会

この分科会も毎年テーマが変わってきています。今年は、人間らしく生きるために、ということ、男性も女性も含めた上での人権などを話されるといいと思います。

助言者から

平成18年10月から弁護士をしています。活動はずっと東京の多摩地区、国立から立川で仕事をしています。DV離婚を専門にやっているわけではありませんが、夫婦間の事件を多く扱っています。

私の師匠であり事務所の所長の弁護士が、女性問題の草分け的な存在で、事件を手伝ううちに、DV離婚、夫婦関係の調整の事件が増えました。

事件の内容についても少しお話させていただければと思います。今日はDV関係についてもお話も頼まれておりますので、まずDVということからお話させていただければと思います。

DVというのは、そもそも定義づけが難しく、正確に表記するのはなかなか難しいのですが、あえて定義づけすれば、同居関係にある配偶者や内縁関係、両親、子、親戚などの、家庭から受ける家庭内暴力と言われています。

暴力とは殴る蹴るだけが暴力ではなく、言葉の暴力と、経済的な締め付けも、事件としては多いです。生活費を渡さない、働けと要求し、現金を持ってこない奴は最悪だと言われて酷く傷ついていく奥さんたちもいます。

私がDV事件を担当して思うことなのですが、暴力・暴言を受けることで、奥さんたちがどうなっていくのかということ、だんだんと自己肯定感というか、自分が自分として生きている、それを持ち得なくなってしまう。こうやって殴るのはお前が悪いからだ、そういう風に言われるお前が悪い、そういうことをほぼ毎日のように言われ続けていると、本当にそのように自分が悪いんだと思うように大体の方がなってしまうようです。

DVと謳っている関係なのかわからないですが、私の事務所ではめったに男性側は来ないので、私の抱えている事件の9割5分ぐらいは女性の側の離婚事件です。

来られる女性の雰囲気というのを申し上げると、先ほど申し上げたとおり、自己肯定感を既に喪失してらっしゃって、何事にも自信がない、しゃべることもできません。私も事情を伺

わなないといけないので、質問をするのですが、それに答えられないという方がほとんどです。ちょっと前まで暴力を受けていて、どうしていいかわからず、やっと勇気を振り絞って事務所にやってきたという状態ですので当たり前ですが。なるべく根気よく、話を1時間から長ければ3時間ぐらいかけて伺うこともあります。

来られる女性たちの心配は、もちろん自分の事件が、弁護士が扱うような事件として成り立っているのか、ということもありますが、やはり大きいのは、自分のような事件で夫と離婚できるのか、もちろんそれ以前に、自分はどうしたらいいのか、ということが一番多いです。

その時は、弁護士としては非常に言いづらいのですが、「それを決めていただくのはあなたです。私は筋道を教えてあげることはできます。ただ、あなたのお話を伺った限り、もう一緒にいることはなかなか難しいのではないですか？」という話をして、それで自分がされていることが世間的にDVだとしてよく認識なさる方が非常に多いです。

ただ、DVだとわかって安心するだけでは何もなりませんので、心配事はまだまだ多いわけです。最近警察沙汰になったDV事件で、旦那さんが警察に上申書を出し、それで再び警察が同居させてしまった結果、旦那さんが奥さんを殺してしまった、という痛ましい事件が最近ありました。

私はDVで離婚にならざるを得ないような場合には必ず別居を勧めます。運よくご実家が近所、県内にあるというのであれば、もう一も二もなく実家に帰ることをお勧めします。

本当に殴られて殴られての苛烈なDV（DVも先ほども言いましたように、言葉の暴力、経済的なもの、実際の暴力があるのですが）の場合には、シェルターを紹介してもらってしばらく非難する、ということは非常にあると思います。

とにかく私の所に相談に来て、離婚ということになれば、一緒に住むということはもうやめてもらいます。一緒に住むということをもうやめるということは、直接的な暴力や、暴言はなくなります。でも、もっと重要なことがあります。離れて生活することで、ようやく自己肯定感が、ほんの少しずつですが、回復してくる方がいらっしゃいます。

最初は本当に自己肯定感を喪失して、どう生きていいのかわからない、何をすればいいのかわからないと言っていたご婦人も、別居を開始して調停や裁判の手続きになっていくと、だんだんと本当の自分が出てきて、もともとはこういう人だったんだなあというのが見えてきます。とても元気で活潑としていて、もちろん愚痴は口にされますが、経済的に大変だったり、子供の問題もありますから、でも笑顔で、とても楽しく今幸せに生きていますという方が非常に多いので、逆にこの人を裁判所に連れて行ったら、本当にこの人DV被害者なのかなという風に疑われてしまうのではないかと、というぐらいに明るくなる方もいます。ですので、別居は必ず勧めています。

そうなった場合に、だいたいどのような手続を踏んでどうなるかということをお話したいのですが、別居開始していただいたら、もちろんすぐに調停というお話し合いの機会を設けてそこで、どうするのか、夫にどう考えてもらうか、奥さんは調停を申し立てる以上離婚以外考えていないので離婚の方向に進めます。

調停というのは、要するに第三者のいる場所で話し合うというだけの話です。もちろんDV事件ですので対面はしません。調停委員さんが目の前にいて、調停委員さんと奥さん（申立人）がまず話をし、そのお話を噛み砕いて、次に旦那さんに入ってもらってその話をします。旦那さんが言い分を調停委員に言い、また今度は奥さんが入って調停委員さんの話を

聞く、というのを、2回ぐらい1回の期日でやるわけです。

そういう時に、相手方は基本的に否定します。そんなことはしていないと、もしくは言ったかもしれないけど、それはこういう意味だから、意味が違くと。あとは、そんなに殴っていないということを結構言われます。あと一番多いのは自己正当化ですね。これはこういう理由だからと。

そういう旦那さんを相手に調停を続けるのですが、調停というものはだいたい一月に1回ぐらいしか開けないものです。それに調停というのは今、どこの家庭裁判所非常に込んでおまして、申し立てをしてから1か月か1か月半ぐらいは、第一回期日までに待たされます。

ですので、私はあんまり話にならないような夫が相手の場合は、別居しますというその日に調停を申し立てる場合もあります。その段階で申し立てて、なるべく早く調停が入るようにします。ひどい場合だと、別居前に申し立てる場合もあります。

なぜなら、申し立てても、すぐに夫のほうに通知が行くわけではないのです。受理が終わって、調停委員さんが決まって、調停期日の一週間前になってようやく相手方に通知が来ます。普通は社会で働いている人に一週間前に、平日の何時何分に来いと言われても来れないものですが、実に覚えのあることばかりなので、だいたいやってきます。

条件が折り合わない、そもそも離婚原因そのものについて、俺はDVなんてしていない、暴言だって俺が悪いわけじゃないという風になってしまったら、あまり回数を重ねてもあまり意味がないので、調停は不成立ということになって、今度は訴訟ということになります。

日本の裁判、男女間・夫婦間の問題、家庭内の問題と言うのは、基本的にいきなり裁判することはできません。まず円満に話し合いができるならしなさいということで、調停を必ず申し立てなければいけません。これを調停前置主義といいます。いきなり裁判してもまず調停やりなさいよと言われてしまいます。

ですので、どうせこの人否定するだろうなと思っても1回だけはどうしても開かなければいけませんので、その間に、調停の期日の間に、裁判の訴状というものを書かなきゃいけない場合もあります。

調停は、調停委員さんに現場でつまびらかに話しを聞いていただけるので、それほど調停の申立書が充実した内容でなくても期日は開いていただけます。

ですが裁判になると、主張と証拠を書面で出し合って、それでどちらが正しいかを決めるという手続になってしまうので、裁判の訴状というのはそう簡単にはいかないわけです。

最初のほうで、来たころにはなかなか事情聴取もままならないという話をしたと思うのですが、それがここでちょっと響いてきます。自分のDVの内容をもう覚えていられない、思い出すのも嫌だから、そんなことを思い出させないでくださいと怒られることもあります。当たり前なので最初にやってきたその日にそんなに詳細に聞くことはないのですが、なるべく、「これから調停までに1か月ありますから、嫌だとは思いますが、なるべく思い出すようにしてください。なるべく裁判に勝つために、あなたが離婚できるように、内容については詳細に思い出せるようにしておいてくださいね」と言います。もっと言えば、やられたことを紙に書いておいてください、それを私が訴状の形にしますから、ということで色々やっていただくことがあります。

裁判になれば、当然のことですが相手方も弁護士さんがだいたい付きまして、先ほど申しましたとおり、そんなことはやっていないという否定、そんなに沢山はやっていないとい

う矮小化、回数を減らすこと、あと、自己正当化、それはそうは言っても奥さんのほうがこういうことがあったからという主張をします。

逆に言うと、それどころか、夫のほうから逆に、奥さんはこれこれこうで家事をしていないから、子育てがいかげんだからということで、俺のほうで離婚したいんだと、反訴、訴え返す、裁判を起こしてくることもあります。

家事ができないというのもちろんと理由があって、お前の作ったものは食えないとか、お前なんか洗濯物を触られたくないと言われ、家事がやりたくてもできないのです。私が受任している事件では、奥さんは旦那さんからそう発言をされたことで、ガスの火を付けられない状態になってしまう方もいらっしゃいます。それはもう当然ご飯を作ることはできないですね。

最後は、本人(夫)に聞いてみるしかないですよ。証人尋問ということになります。証人尋問で生きてくるものは証拠です。

証拠出してしまうと、裁判官が一定程度、心証というか自分の判断の根拠を持ってしまうので、後は裁判官がたたみ掛けてくれることもあります。そうなるともうべらべらしゃべって、これでもう慰謝料取れますねって話で終わることが多いです。

お金の話になるといやらしいのですが、必ず覚えておいていただきたいことがあります。離婚する際に、お子さんが20歳未満の場合は養育費を決めなければいけません。それに財産分与も当然決めなければいけません。不動産が仮に夫名義の物であっても、実質的な持分と言うのがありますので、名義に関係なく、半分は奥さんのものになります。

この辺は実は時代が変わりまして、昔は財産分与についても、財産形成に対する寄与度というものがありました。要するに、「俺が頑張って外で働いてきて、お前が中で遊んでいたのだから、財産形成に対する寄与度は俺が7割お前が3割」、ということをやっていた先生もいるので、びっくりします。今はもうそんなことはないです。

ただ、残念ながら法律がそうになっていないのですが、まず裁判実務の運用では、だいたい半分半分です。当たり前前の話です。旦那さんが外で働いてられるのも奥さんが家でお子さんたちを育ててくれているからのことです。

あとは慰謝料です。離婚事件は特殊なのですが、一般的に日本の裁判では、心の痛みというものは高尚過ぎて測れないのです。ですので、逆に言うと慰謝料というのは極めて低いです。いわゆる一般的な民事事件の話です。

交通事故は慰謝料が発生するんですけど、心の痛みというものはお金に換算できないので、基本的には入院した期間、通院した期間、客観的にわかるところからしか判断しないんです。非常にこの辺は残酷というか、まだ日本の裁判は追いついていないんですけど、心の痛みというのは人それぞれなので、なかなかその辺は難しいです。

ですが、離婚に関しての慰謝料については、他の民事事件に比べては、比較的高い気はします。

最後に、東京の多摩のほうでは、弁護士会と市町村が協力しまして、年に1回懇談会を持っていて、男女共同参画について、もちろん女性の権利について懇談会を開いて、どのような制度を持ってどのような手続を踏んで女性の権利を守っているのか、ということをやっています。埼玉県の弁護士会のほうにも、そちらの行政の平等委員会のほうも必ずありますので、そこに話を持って行っていただければ、お話を伺えるのではないかなあ、と思います。

参加者自己紹介

A

定年退職して8年です。職場にいたころ、均等法が85年に実施されたのですが、それから後職場がどのように変わってきているのかなということとか、均等法が作られたにもかかわらず、まだまだ職場の中が大変でしょうねという話があったり、逆にあの時は、均等法と引き換えに、女性が男並みに働くことを求められて、その関連の法律が色々変えてこられた、そういう状況があり、何十年もたって今はどうなのかなと思ったり、それから、パワーハラスメントというものについても現役の方たちはどうなのかな、と思ったので、この分科会に参加させていただきました。

B

仲間に一人いるのですが、その方はDVが酷くて、何の原因かわからないですが、逃げてきていて、そういう方に今日のような場所で報告していただくといいと思いますが、やっぱり逃げてきているので、こういう場所にはお連れできません。

C

誘った人がいるのですが、夜睡眠がなかなか取れなくて、朝来るのはちょっと困難だということ。子供さん3人いるんですけど、その方ちょっと鬱になっていて、やっぱり逃げたので、何もそういうことは考えたくない、と言う方がいるので、今日参考に参加させていただいて、色々聞かせていただいて、その方にアドバイスができればと思い参加しました。

D

地域の身近な所で地域の方が抱えている困りごとの相談ができる身近な相談窓口を開設する準備を今しています。それで、地域包括センターという専門機関と一緒に困難事例とかケア会議をやっていますが、70代のご夫婦で、夫からの暴言がひどくてヘルパーさんにもセクハラ的な発言をする男性の夫婦問題を話し合っています。女性に対する差別的な発言であるとか、高齢だし、男女平等の教育をするといっても、どんな時にどういう風にするかということもあるし、彼女のほうが介護を受けていて要介護が進んでいる状況の中で、暴力をしている側をどうにかしなくてはいけない、ということはどうやったらできるのかということ、今考えています。そのような事例があったら教えていただきたいです。

E

友人が多摩でDVを考える会のメンバーで、私も一応正式メンバーで会としてやっています。

ちょっとお聞きしたかったのは、先ほど定義の中で、DVとは家庭から受ける家庭内の暴力、ということですが、DVとは、親しい間柄の恋人とあったと思うのですが、内縁関係の人を恋人とかどうかはわかりませんが、どの辺まで入るのかなと確認でお聞きしたいです。

すごく元気になって、被害者とは思えなくなるというお話で、心証みたいなものがあるかと思って、教えていただきたいです。

知り合いが養護施設の職員をしていて、被害を受けた子供たちがものすごく自己肯定感が低く、それをどう高めるか、どういう風にしたらよいかと聞いていっしょるかをお聞きしたいです。

F

このテーマの中に、定年退職後の夫婦関係、その他の人権の問題もあると思うのですが、私も定年になってちょうど10年になるのですが、今まで子供を生み育てながらずっと働き続けていて、気が付かなかった家庭内のことがすごく、時間がゆっくり流れるから、目に付いて我慢ができないというのがやっぱり出てきます。

だからそういう意味で、私は自分なりに、定年になって家に入って、二人とも家になるようになったら自分が制限されないで、自由に飛んで歩けるように、自分で陣地を築いて、そういうのをモットーとして、譲らないところは譲らないでやりたい放題やっています。

ですが、私は長女で呼び付けで名前を言われたことはなく、夫は末っ子で、いい気持ちで呼び付けで呼ぶわけです。どうも呼び付けで呼ばれると返事を未だにしたくないですけど。

その辺がやっぱり生活環境が違った人が同居するようになって、しかも四十何年一緒にいたけど、働いている時は無我夢中で気が付かなかったのが、家にいるようになってお互いに目に付いてしまい、お互い大変だと思います、私だけじゃなくて。

それをどういう風に上手に解決していくのか。協力し合うところはし合うけど、自分の主張は通していくということ、未だに年中どうしても細かい動きがあり、そういうことで毎日暮らしています。

G

母が若い時、私が子供のころから女性も経済力を持ちなさいという考え方でした。そういう中で育ってきたので、働くのは当たり前で、働き続けるというのは刷り込まれてきていて、今も働いている状況ですが、仕事の中もだんだん窮屈になってきています。

やはり正規でいる人が少なくなっている中で、逆に正規だからこうやりなさいというのが、暗黙の中であって、きつくなってくると、親も年だしもうそろそろ幕を退こうかなとか、でもお金がとか。「経済力じゃない、働くことは」と思っていたのが、このところ、その言葉すらも浮かばないくらいきつくなったりする状況です。とはいっても実際は経済力もありで。

今の先生のお話を聞いて、やっぱり経済力のあるないっていうことが、自分の生きていく中で重要だということを改めて感じたところです。

もう一つは、子供に対しても、かなり私は言っているなという、ついついこうガガッと行ってしまって、これも子供に対する私のDVだなんて、今非常に感じたところでありました。

あともう一点ですが、こういうことをわかってないと、色んなところで女性は損をすると思ったのが、とりあえず離婚だけはしてしまおうと、そうでないと男性側が色んな事をこねてくる、という話がありまして、とりあえず離婚した後に、子供の養育費、財産分与の話は後からでもできるんだよ、っていう話を聞いて、今まで自分が知らなかったことが、あっ、そうなんだっていうことがわかって、なんか離婚したらもらえないような気がしていたのが、そうじゃないということを知った時に、これは皆知っていたほうが得だと思ったのですが、そ

の辺の話もちよっと、逆に言うと、離婚したいわけで結婚するんじゃないんですけれども、世間一般論として知っているといざという時に役に立つということを女性も知っておいたほうがいいかな、と思うので、その辺のお話も聞かせていただければと思います。

H

体を殴られたりという話はよく聞くんですけれども、言葉の暴力っていうのはなかなかこう難しいなと思うのですが、結構私はあるのではないかと思います。

価値観の違いというか、私なんかはすごく、そんな言葉を言われたらものすごく傷つくのに、と思うことも、「いやーそんなの普通よ」とか、「関係ないわ」みたいな、この価値観の違いはすごく差があるなと思っています。

それで例えば事件になったり、体では暴力ないけれど言葉でうんと傷ついて、それで生活ができなくなったり引きこもったり、そういうような実例があったらお聞きしたいと思います。

私事ですが、家庭の中では色々工夫をしまして、やっと対等に夫となれたなという感覚をずっと持っていますが、炊事とかも好きな人がやるとか、好きなどちかがやるとか、思うことをちゃんと言い合うとか、事実に基づいて話し合うとか、感情はなるべく抑えながら話すとかしようね、というようなこともお互いに話しながらここまでこれたかな、と思います。

ただ私は最近活動の中で、色々意見ややり方や食い違った他の団体との関係で、すごい睨まれたり威嚇されたりしたことが、このところ2回ほど続きました。こういうことは、女性だから、相手は男性ですが、私にも言い分があるし、向こうも言い分があるかも知れないけど、これは男性はやってはいけないな、と私は思うのですが、やられた私はものすごく深く傷ついていて、これからどうしようかなという風に思っているところです。こういう問題については、自分自身の気持ちの中で整理しなければならないものなのか、本当に悩んでいるところです。何かいい例があったらお聞きしたいなと思います。

I

この分科会に飛び込んで、先生のお話が聞けてすごくよかったなと思います。皆さんのお話を聞きながら、これからの生活に活かしていきたいなという風に思います。

J

職場で社員ということで、少なくとも本当に一人しかいないような、そういう中でやっぱり色んなことが全部こう社員だからってやらなければいけないということで、ものすごく悩んだりして、ちょっと本当に体調が悪くなったりしたものですから、それがものすごく重くのしかかったり、今でもやっぱりやらないといけなくて、パートさんとかは終わったらパッと帰っちゃって、何もしなくてもいいみたになっちゃって、ここへきて年金問題もあってすごい不安になってきて、やっぱり仕事が減っているから働きたいけどお金がない、社員でいるんだけど本当に今半分ぐらいの給料になっちゃったり、そういう不安で老後のことも心配になってきたり、色んなことがあって今葛藤があるのですが、こうやって皆さんと話していると色んな事がわかって、何かもっと思い、こう、これからどういう風にしていこうかという、そういう何かが見えてくるといいなと思います。

定年後約10年になったんですけど、同じ年の夫を2年半前に亡くして、今一人暮らしですが、先ほどのDVの話は本当に、ドラマの中でしか知らなかったのが、幸せだったのだろうなと、それだけ周りではあまり聞かなかったのが、そんな風に聞いていました。

夫が2年半前に亡くなる最期の1年半ぐらいは寝たきりで、介護のほうで忙しくて、あれもしてあげればよかった、これもしてあげればよかったって、最期はすごくあっけなかったものですから、そんな思いがあります。

ずっと定年まで共働きを続けたので、女性の経済的な自立というのはすごく大事ななという感じです。

周りでそういう事が起きていた場合にすごく参考になるなというのが同感でした。

L

夫は医療機器を作る会社で組合の執行委員とか色々やっていたものですから、毎日帰るのが10時とか11時でした。3人子供がいますが、夫に子育てのことを相談するという意識が本当に抜けていました。

そういう中で3人とも子供は30代で、夫が定年退職して1年半ぐらい経つのですが、ここに来て色んな生活の、今さらと思うようなことが色々あって、今さらお互いに意思疎通が悪い人生を送ったよねって思っていることもあります。

話は違うのですが、夫が組合の活動とかをやっていたころ、ちょっと口にしたことで、何でも自分でできる男性がいて、「あいつは嫁いらずだな」とか、その当時仕事が終わってま

ずすぐ帰って家事を手伝うような人を「あの方はマイホームパパだから」とか。お互いに色々家に帰ってあっても、組合でやることいっぱいあって、会議とか事務処理あるから、お互いがすぐに帰れない雰囲気、自分の職場の中で作り上げてきて、そのころ子供と子育てにあまり関わらなかったというのがあるのか、外に出た子供との関係はあまり良くないです。あまり接触しないというか。

今イクメンとか色々な事いわれて、子育てに参加する男性が出てくることはとても良い事だし、そういうことはやっぱり家庭内とか色々な男女平等の意識を育てていくものだし、子供にとってもやっぱりお母さんだけ、お父さんだけみたいなのではなくて、やっぱり家庭の男女平等の意識を子供の時から子供に与えていくようなことに繋がるかなと思っています。

M

定年から5年経ちまして、定年後5年ほど再任用やら非常勤で働いてきて、来年の3月で終わります。

今先生のお話で、実は私がDVの被害者ではないかと思っています。

夫のほうにも最近どうやら芽生えてきたようですが、自分がそんなことをしていると思っていなくて、社会の中で男がこういう風になっているのが当たり前の中で暮らしてきているものだから、私がどれだけ言っても違う言葉で話していたと思いました。

気が付いたのは、法律ができて、DV法でどれだけ私の気持ちがストーンと落ちたかわからないです。やっぱりそういう最初の一人の人が声を挙げてくれて、それに皆が共感して

いって、そういう法律になって、どれだけ救われたかと思います。

でも救われたかといつて、長い間、私のほうにも責任があるって言えば、子供たちは、「かあちゃん、すごい封建的だったよ」って言います。うちはいわゆる民主的な所で働いてきた男で、玄関までの民主主義でした。あまりにも評判が良かったものだから、私も近い人に玄関までの民主主義なんてことは言えませんでした。言ってもたぶん信じてもらえなかったし、夫の悪口を一方的に言っているような悪い気がして、だから悪口は言えなかったです。言ってもやっぱり、「ご主人甘えているのよ」という感覚だったと思います。

だから私は全部ひっくるめて社会はDV社会だって今でも思っています。だからそれがそうじゃなくって、ジェンダー平等の社会になるように、何か自分でできることがあったらやっていきたいです。

フリートーク

司会

夫婦間の問題から、本当に広く話が出て良かったと思いますが、今、色んな方から、恋人同士のDVとか自己肯定感のお話が出ていました。

助言者

先ほども申しましたが、DVというのは非常に定義付けは中々難しいです。一般的に言われているのは、先ほど私が申し上げました、家庭内で起こるものです。DV法がありますが、あれは正に配偶者なんです。

交際中の男女間の問題だと、中々これをDVだと定義付けるのが難しいというのがあります。DV法で保護すべきものなのか、DV法の保護というのは正に接近禁止とか、電話を掛けては駄目だとか、そういうところまで含まれますので、逆の加害者(夫)の立場にしてみると、それはそれで人権侵害ではあるんです。接触できなくなってしまうから、ですから、なるべくその場合の加害者の定義のいうのは厳格にしなければいけないので、今のところは配偶者の暴力となっているわけです。

言葉の中ではデートDVとか出てきていますが、それがまだ立法までは追いついていないというところなんです。

加害者の権利ばかり主張するのはどうかと思いますが、いわゆる強制的な手段で近づいたら罰金が発生することになりますので、それは今のところ限定的な流れになっています。

次に心証の問題ですが、とても明るくなるというお話は先ほど言いました。

裁判所の証人尋問というのは、証人尋問を申請した側が主尋問を行い、相手方が反対尋問を行うというのが大体パターンです。主尋問として私が何を立証したいかということになると、やはり、もちろん奥さんが受けたDV被害、内容を話し始めますが、やっぱり非常に残念なひどい話ですが、フラッシュバックを必ず引き起こします。涙ぐまない方は一人もいません。尋問が3分、5分中断することは普通にあります。何しろ現場に夫がそこにいますので。

これもまた加害者の権利になってしまうと言うと語弊があるのですが、本人ですから、訴訟の当事者ですから、法廷にいる権利は当然にあります。でも居るだけでかなりの精神的

苦痛なので、やっぱり来るまでは非常に緊張していますし、現場でも私は必ず法律上の手続きですが、衝立を置いてもらっています。屏風みたいなものがありますよね。あれを置いて本人は、夫は奥さんが見えない、奥さんを見ることできるのは相手方の代理人だけ、という状況です。

お子さんの問題ですが、これは本当に難しいです。奥さんは、率直に言いまして、心に病を抱えられていらっしゃる方が本当に多いです。DVが止んだからからといって、治るっていうほど、なかなか簡単なものではないです。いつまでも引きずられる方もいます。

お子さんに対してというのはやっぱり非常に大きな問題であり且つ、弁護士も国も裁判所もほとんど手付かずの状態です。何もできていないと言ってもいいんじゃないんでしょうか。

今現在、法制審のほうで上げているんですが、お子さんの身を守るため、子供代理人というのが今制度として作られるそうです。子供代理人というのは、やるのは大人です。お子さんのための、要するに親権をやるにしても、その後の面接にしても、どっちの思惑も、奥さんの思惑も旦那さんの思惑も入らない、第三者、代理人、弁護士を付けようという考えになっています。

やっぱり育てられているほうに子供は一定程度傾きます。もちろん嫌だから来てるというのももちろんあり、お父さんには会いたくないと。そうすると夫も夫の代理人も当然のように、それはお母さんに育てられているから、お母さんに対してひどいことは言えないよねっていう風に言われてしまいます。そうではないのです。お母さんに世話してもらっているからお母さんのほうが大事というのは当然なのですが、それ以上にお父さんに会いたくないのです。やっぱりもう、怖くて。

そういった関係で、相手方はお母さんの代理人である私の話を聞いてくれません。「それはお前が奥さんの代理人だからそうだろうよ」と言われてしまい、でも非常にそういうことは多いので、第三者の弁護士を付けようという感じにはなっていますが、この仕事というのは非常に難しいです。

法律ができればいいというものではないです。臨床心理士の資格をお持ちだとか、カウンセリングとかをできる方でなければ話にもならないわけです。ただ弁護士というだけでできる仕事ではないです。今その養成についても非常に時間がかかると、どうやって手続や法制と調整させていくかということが非常に問題になっているそうです。

司会

言葉の暴力とか、睨みとか脅しとか自分がそう感じたら、それはもうDVとなるのか、どうなのでしょう。

助言者

やっぱり、それはやられているご本人がどう感じるかじゃないでしょうか。やられているほうがDVだと感じたら、それはなり得ると、私は少なくともそういう風に申立書を書いた上で裁判所に持って行きます。

相手方がそれを暴言だと思ってしまうようなことを言うこと自体がもう既にアウトの領域です。

実は、地域との関わりというのは、結構こういった婚姻関係事件においても大事だったり

します。もちろん事件になるから大事というわけではなく、もともと周りのご近所さんとの繋がり、お子さんが生まれたばかりだったらいわゆるママ友、小学校のお母さん友達、実はこの関係って結構大事です。

また裁判の話になってしまうのですが、例えば、DVって立証できないのです。ではどうやって立証するかというのは、ご本人が法廷でしゃべった事とその態度というのはそれなりに重要ですが、第三者がどう見てくれていたかってことが結構大事です。

裁判官も、だろう、では判決書けないのです。もちろんどう見てもこれは奥さんはやられたのだろうなという風に心証があっても、やっぱり判決文に、暴力を振るわれたり、暴言を吐かれたのは間違いないだろうでは判決は書けないです。

何らかの足掛かりがないと書けないわけですが、その足掛かりの一つがもちろん本人の法廷での供述ですが、それと事前に出していただいた陳述書みたいなものがあります。また、それと同時にまた周りの方に陳述書をいただくことがあります。今度それを提出することになっているのですが、先ほど私が申し上げました、ガスの火も付けられない、その方は、お友達に家に来てもらって、料理をしてもらっていたのです。

そのお友達が、法廷でも何でもしゃべってあげますと心意気のある方で、もちろん何のメリットもないですし、裁判所に提出する書面である以上、住所も氏名も書かないといけません。それでもそんな陳述書が、ガスの女性の事件の方の関係では、6、7通は出してもいいですよという書面が集まっています。

もちろん家庭の恥とか自分の恥という風に思ってしまうと、そういうことは中々言えない方がほとんどだと思いますけど、そういうことを現実を受けているんだということをお話なさると、実はうちもという方も非常に多いです。そういう話をした結果、私のところに相談に来たということが実はありましたので、社会との結びつきとか、関わり合いというのを無くすと、またこれはこれで大変なことになるんだなあというのが経験上ありました。

労働の関係なんですけど、セクハラで事件を受けることは比較的まだあります。性交渉もあるようなもので、相手呼び出して話を聞いてみても、合意の上だったとか、と言うような方だったらどうしようかと思っていたのですが、相手方にも優秀な先生が付いていたので、何とか金銭的な和解になりましたが、やはりやめざるを得ない状況になってしまいました。

今はDVもそうですけどやっぱりパワハラと、正社員とその他の差というのが非常に多いです。おっしゃるとおりパートだからということで帰ってしまうと、もちろんパートだからそういう労働契約になっていて労働時間だから当たり前ですが、その負担が正社員に返ってくるというのが非常に多いです。

経営者自体が放漫経営だったりするのですが、正社員さんとパートさんとの人間関係が非常に悪く、正社員さんが非常に弱い立場にあるというのは、勝手に中間管理職みたいにされてしまうということが非常に多いです。それで相談を受けることはあります。

離婚に括り付けて言うのであれば、離婚した後に、離婚調停を申し立てて別居した後に、奥さんが正社員になれたということになれば、それはやはり喜ぶべき事態ですが、やっぱりそうすると今度は、何であなただけ正社員なのと、なんか優遇されているということでトラブルになることが非常に多かったです。

ですので、セクハラ以上に今は正規、非正規の関係というのが非常に大きいです。

中々会社の体質というのは変わらないのか、労働審判という簡易裁判みたいな手続もできて、簡易な解決ができるようになってきてはいるのですが、裁判所から、それは会社がまずいんだから、これぐらいお支払いしなさいよ、という結論が出て、意義がありますと、いって裁判をやる。

何故かというところを要するにこれは、そうやって労働者を兵糧攻めにしているわけです。そうすれば、生活できなくて、もう取り下げざるを得ないですから。それで再就職しようものなら、うちには居る気がないから再就職したんだろうとか、生きるためには再就職しなくてはやっていけないですから当たり前ですが、そういうことも会社の有利に使おうという魂胆が非常に多くて、あまりにも無謀なことも多いです。

最近本当に派遣切りみたいなものも多くて、残念ながらもう退職はせざるを得ない状況になった人ばかりなんです。11回契約更新してきて10年以上毎年毎年契約社員として更新してきたにも係わらず、いきなり12回目でもう終わりですから、と雇い止めをされてしまって人がいました。

3月31日に雇用期間最後の日で、3月26日ぐらいにいらしゃったので、もうどうしようもなかったのですが、とりあえず続けたいですという内容証明を送った上で会社と話し合ったことがありました。

それも結局労働審判を申し立てて、さすが11回も更新したら、もう正社員と同等なんじゃないかと、それに近い判決も出ているので、とりあえず1年分だけは支払いなさいよという、勝ったといえば勝ったのですが、1年分もらったって、翌年どうするのということです。あまり勝って喜んでばかりもいられない事件ではありました。ですので、会社と労働者の係わり方というの今かなり微妙になってきていますね。

司会

すごい大きなテーマになってしまったのですが、ちょうど第三分科会のテーマそのものも、人間らしく生きるために、とすごく大きいですので、色々な意味で根っこは同じということで、私自身は解釈しました。

ジェンダーって性別、役割分担の問題ですよ。そこで男性と女性というのが人間として本当に平等に扱われているのかなと、特に今の日本では国連でも勧告されて、女性の地位がすごく低くて、女性の大臣の数だけでなく、まず賃金で男女のところではもう半分以下というのを含めて、もうずっとこう日本の女性たちが置かれているのは何かすごいところにいるのに気付かないというのはどうなんでしょう。

そういう問題も含めて女性が本当に大事にされているのかなって古くはもう戦争の時の従軍慰安婦の問題も含めて、日本の女性の生きてきた歴史も含めながら、今ある自分たちも考えていくといいのかな、と思ったのですけれど。

①

戦時中に慰安婦の問題があって、なるべく権力側は隠そう隠そうとして国際的になるべく口をチャックしてきた、そういう歴史がありますが、お陰様で皆で頑張っただけで慰安婦問題をしっかり取り上げて、女性の本当にこの性の差別の最たる卑劣な犯罪が明らかにされてきたと思うのですが、1998年以降、戦時性暴力被害者問題の解決の促進に関する法案が国

会に上程されているそうです。

なかなかこれが実現していなくて、8回も国会に提出しているわけですが、新座市はまだこの問題は議会でも取り上げたことがないということなので、是非この分科会で、新座市の市議会が国に意見書を上げてくださってということ、この分科会で皆さんにちょっと議論していただきながら、要望事項に入れていただければという風に、ずっと思っていたのでよろしくお願いします。

②

新座市も職員を積極的に増やそうとしない、むしろ減らす方向でしょう。それと非正規の方たちもこれからどんどん増やしていくということを、どんなところでも言っていますよね。その状況をちょっとわかたら教えていただきたい。

③

現実問題、1/3 ぐらいが非正規の方のところもあります。正規と同じ仕事を丸々できない状況があり、時間の問題とかもやはりありますので、週に30時間の方もいたりとか、9時～4時で働く方もいたりとか、そうすると、外から見ると人はいるという状況下ではあるんですが、実際問題それが誰が非常勤で誰が正規かわからないという状況が発生していて、自分の職場もそうですが、今は数的に言うと、7人で仕事をしていて、4人が非正規という状況になってきていて、一人正規がやめればまた一人非正規の方が入ってくるような状況になっています。

そういう中でやはりお昼休みも、非正規の方は1時間、正規は45分という仕事ですが、輪番で仕事をするので、人が一人休むとそこを補充していくのは正規の人間にどうしてもなってしまう。

それは上から言われるわけではないですけど、結果的にお昼休みは休みますよ、ということにはできません。

やはり事務職と違って現業職のほうがどんどん非正規化が進んできてしまっています。その中で私たちも要求はしていますが、正規を要求することもそうですが、臨時・非常勤の方の労働問題、給与の面だとか、そういうことを向上していこう、ということも大きな課題になっている状況です。

④

非常勤というのは圧倒的に女性です。そこでも明らかに男女間格差というのが表れていると思うのですが、どうしてそうなるのかなあと、やっぱりパートは女だというのが社会通念上まだ払拭されないと思います。

この先にある問題というのは、国の方向で、公務でなくてもいいと、すべて民間でということもあるのではないかと思われるので、そういった今いる生首は切らないけれども、定年退職後は採用しないということを20年も前から決めておいて、それで5年後に定年の人が出たら、そこはもう非常勤で、もう正規は要求できないという、それがなんとなく職場の中の皆の共通認識のようになってしまっています。

でも保育現場なんかは、もう民間委託にするから、正規で採らないよって言っても、職場がきつから定年前にやめる人がいるので、その人については正規じゃないかという形で

若い人を採用して、結果的には、保育職場は組合員が多いですから、繋がっています。

難しいのが現業で、その部分が安易に公務でなくてよいという風に言われていますので、まっ先にそういうところから、非正規化が始まって、もうほとんど壊滅状態です。

一時は現業が強かったのですが、今は影もなくて深刻です。非正規の方を組合員に入れてやっていきたいという運動はしていても、やっぱり非正規の人たちもバラバラで、職場も色んな雇用形態があるから、団結しにくくなっています。皆条件が違うから。

昔みたいに同じ条件の中で、現業と非現業だけぐらいだったら、非現業が現業を支援して、現業が頑張るとかいうサイクルが成り立ったんですが、今はそれも非常に難しい現状です。

⑤

定数を増やさないと国の方策ですけど、今はもう正規を無くすのは限界なんだそうです。これ以上減らせないと状況が今きているのです。だから、これを跳ね返すことが必要だと思います。

⑥

基本的には労働者を身分を分けるみたいな、そういう働き方をさせている日本の国の制度を本当に酷いと思います。だから、そこを根本的に変えるためにも労働者の運動は、本当に労働者の立場に立って、非正規だろうと何だろうと組合とかそういうところがその期間はサポートしながら勝ち取るとか、そういう機能がまったくズタズタになっているところに問題があるんですね。

やはり人間らしく働くためにというか生きるための社会にしなくちゃ駄目だよなって、というのがこういう会であったり、組合の横の繋がりとはいながら聞いていました。

司会者

弁護士の研修期間の問題も、支給されなくなると聞きました。

助言者

昔は人間を育てるということは本当に大変なことだという意識があったと思いますので、正規の社員でしっかり雇ってしっかり育てていって、その分しっかりと仕事してもらってというのが元々だったと思うのですが、何だか蛸が自分の肢を食べるようなそんな破滅に向かっているような労働形態になっているなというのは、この仕事をやっていて非常に強く思います。

我々の後輩たちもそうで、私よりもう少し上の世代は元々研修期間という、修習というのですが、その期間が2年でした。私の時代は1年半で、本当に詰め込みはされましたけど、非常に充実してしかも国から報酬というか給与も貰っていたのですが、それも修習期間そのものが、1年ということになってしまっていて、いきなりもう、司法試験に合格したらその数ヶ月後には、裁判所か弁護士事務所か検察庁に送られてしまうわけです。右も左もわからない状態で。

そこで実地で各3庁、検察庁、弁護士事務所、裁判所を各2か月、合計計6か月で周ります。それから帰ってきて、全員で集まって4か月という修習になっています。

我々のころは、各省庁3か月なので9か月、それが2年の時代は4か月となっていたわけです。

なかなかわかりづらいのですが、2か月いただけでは何もわからない、訴訟を提起しても2か月、訴状を書いて提出しても2か月では第1回期日が始まらないです。裁判員事件みたいに三日で終わるとか四日で終わる事件にたまたま立ち会えた修習生は幸運だとは思いますが、それでもなければどの事件も中途半端なまま、途中だけかじって執務につかないといけないという非常に過酷な状況にあります。

もちろんその中でも一生懸命やっついていこうと思って今の修習生たちは、我々のころより質が良いんじゃないかと思うくらい真面目な子も多いんですが、非常に一方でやっぱり詰め込みもこれまでに以上につくなっているのかなと思います。

それに、さっきおっしゃっていただいたのですが、修習生の報酬が、給与制から貸与制になります。要するに借金です。奨学金みたいなものです。

私はロースクールできる前に受かった人間なのでロースクールには行ってないのですが、ロースクールに行くにだいたい1700万円ぐらい掛かります。

そもそもロースクールを作って新司法試験をやろうという観念は、様々な立場にある方から、幅広い見識のある方を集めて法律家になってもらおうという考えだったはずなのですが、もう今となっては、それを賄える予算のあるご家庭でしか法律家になれないという、逆行する時代になっています。

足りない分はどうするかといえば奨学金です。修習生、1年間でだいたい報酬は、総収入でだいたい300万円ぐらいもらうことになっていますが、それも今度すべて貸し出しにしようということで、実務に着いた段階で、1000万円の借金をおこなうことになります。

もちろんそう状況になれば弁護士の仕事が金儲けの仕事に走るのかと言われてたら、そういう風に一般的には言われることは多いです。

儲からない事件をやる人はいなくなる、それはもう志の問題なので、借金であっても何であっても人権事件をやる人間はやるのです。

ただ、今教育全体についての費用というものがどんどん削減されていて、就学できない方が大量に出ている、そういう現実について目を背けて、自分たちの利益だけ守ろうとしても、それは社会が付いてこないだろうと、非常に耳の痛い事を言われたこともあります。

⑦

私の知っている人は逃げてきて、病院は精神科のお医者さんに通って1年ぐらいになります。援助して直したいが、医者じゃないからできませんけども、援助して直したいがその時期というのは、果たしてどれくらいになるのでしょうか？

助言者

正直なところ人それぞれです。やっぱり期間によると思います。そういうものを受けている期間が長ければ長いほど、やはり回復までの時間も掛かると思います。もちろん何をされたかということ聞き出すというのは本当に最後の最後です。それは思い出したくないですから、まずはその痛みを共感するところから始めないと。

裁判やっている最中に元気が出てくる人というのは、ファイトが湧いてきましたねってい

う風に言っているんですが、そこまで辿り着くというのはやはり掛かります。相手方が夫が争ったことによって長く闘わざるを得ない状況で、少しずつ元気が湧いてくるという方がほとんどです。離婚したってやっぱり相手について言うのは嫌だという方はいます。

実は離婚事件は終わった後が大変です。家に置いてきた荷物はどうしようとか、子供の就業先どうしようとか、そういう解決しないまま積み残しになってしまっていて、しかも全部法律手続じゃないことで、弁護士が入ったからといってどうということでもないことが、あまりにも多いので、実は弁護士と離婚事件の依頼者というのはなかなかお付き合いが終わらないのです。

なので、あまり急がないほうが宜しいのではないかと思います。精神科医ではないので中々細かな期間とかは申し上げられないのですが。

申し合わせ事項

- 1 人間らしく豊かに生きるために性の差別をなくし平等を実現しましょう。
- 2 行政は市民の要望、要求によって方向性が作られていきます。すべての人がお互いに生かされ、共生、共存していける社会を築くため、行政に働きかけ声をあげ続けましょう。

市への要望事項

- 1 DV被害者の対象者を、配偶者間だけでなく恋人や知人などへも拡大する要望について、国への意見書を提出してください。
- 2 DV被害者のシェルターを設置してください。
- 3 女性センターの位置づけをもっと市民にアピールするために、にぎぼっとぶらざ1階に「男女共同参画センター」のわかりやすい表示板を設置してください。
- 4 民間、公立の両方について、正規雇用を増やしてください。
- 5 戦時性的強制被害者問題解決促進法を速やかに採択するよう、国に意見書を提出してください。
- 6 公民館の使用料は原則無料に戻し、地域の誰もが安心して学び、集える場にしてください。